

平成 21 年 8 月 12 日
S B I アクサ生命保険株式会社

災害救助法適用地域における特別取扱いの実施について

平成 21 年台風第 9 号により被害を受けられました皆さんに謹んでお見舞い申しあげます。
弊社では、災害救助法適用地域で被災されましたご契約者さまのご契約に関しまして、
下記のとおり特別取扱いを実施させていただきます。

【特別取扱いの内容】

1. 保険料払込猶予期間の延長について

ご契約者さまからのお申し出により、保険料のお払込みについてご猶予期間を最長で
6 ヶ月まで延長させていただきます。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払いについて

保険金・給付金のお手続きの際、お申し出により、必要書類を一部省略するなど、通
常の場合よりも簡易なお取扱いをさせていただきます。

【平成 21 年台風第 9 号による被害にかかる災害救助法の適用状況】

| 法適用日 | 災害救助法適用地域(厚生労働省発表) |
|-----------------|---|
| 平成 21 年 8 月 9 日 | <p>【兵庫県】佐用郡佐用町 (さようぐんさようちょう) 【岡山県】美作市 (みまさかし) 【兵庫県】宍粟市 (しそうし) 【兵庫県】朝来市 (あさごし)</p> |

【お客様からのお問合せ先】

カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-953-831

受付時間：月～金 9:00～22:00

土・日・祝日 9:00～18:00

(年末年始の弊社休業日を除く)